



Title	ヴァイマル共和国の「俗悪・不潔」闘争：「非公式の民衆芸術」に対する了解
Author(s)	中祢, 勝美; NAKANE, Katsumi
Citation	独語独文学科研究年報, 21, 46-61
Issue Date	1995-02
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/25995">https://hdl.handle.net/2115/25995</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	21_P46-61.pdf



# ヴァイマル共和国の「俗悪・不潔」闘争

— 「非公式の民衆芸術」に対する了解 —

中 柁 勝 美

## 0. はじめに

ドイツ語圏諸国の駅構内や町のあちこちに立つキオスクでは、「冊子小説」Heftroman と呼ばれる薄手で安価な娯楽小説シリーズが並んでいる。わが国では見られないこのタイプの小説は、ウェスタン、SF、ホラー、推理・犯罪もの、女性向け恋愛小説といった既存のジャンルとは関わりなく、毎号（大半は週刊発行）読切りのスタイルをもち、複数の作家を有利な契約条件で抱えた出版社が、形式・内容両面で規格標準化を細部まで徹底させることによって安定した低コストの生産・販売を確保し、現在も年間三億を越える販売部数をもつという<sup>1)</sup>。その一方で冊子小説は、ドイツでは前世紀末に初めて登場して以来、低俗かつ有害な読み物、すなわち「俗悪・不潔」"Schund und Schmutz" として絶えず烈しい非難を浴びてきた（参考資料：図4）。余り聞き慣れないこの言葉は、乱暴な表現を用いれば、いわゆる通俗文学のなかでも特に蔑まれていた読み物を指す。あるハンドブックは俗悪文学を「芸術的価値がなく、道徳的にもいかがわしい一部の通俗文学」<sup>2)</sup>と規定している。特殊な出版形態としての冊子小説が「俗悪・不潔」と同義でないことは言うまでもないが、それが歴史的に「俗悪・不潔」の代名詞として扱われてきた経緯は無視できない。

ところで冊子小説は、ゲルマニスティクのパラダイム転換に触発される形で60年代後半から70年代にかけて通俗文学研究が盛んになった際、最も好まれた研究対象の一つであった。しかし今日振り返ると、例えば美的観点からの様式・構造分析も、またこれに対する反動としての文芸社会学的・社会心理学的手法も — 後者は現代の冊子小説の生産・媒介・受容の諸条件の解明にかなりの成果を収めたが、総じて背後のイデオロギー批判が前面に出て — 冊子小説、引いては通俗文学全般に対する旧来の図式的な先入観を皮肉にも裏付けてしまったきらいがある。そうした反省を踏まえ、概念論争で明らかになった点をここで再確認しておきたい。すなわち、美的・形式的観点（例：紋切型の語彙、様式、構造）にせよ、経済的観点（例：大量消費と読者の欲求充足が最優先される）にせよ、イデオロギー的観点（例：体制の無批判な肯定）にせよ、各々それだけでは通俗文学の概念基準として十分な学問的有効性をもたない。結局のところ通俗文学は、クロイツァーらが主張したように<sup>3)</sup>、＜趣味の担い手として優位に立つ一部の社会集団が、特定の歴史的状況における自らの文化的利害を維持するために差別し、定着した文学の総体＞と理解せざるを得ない。このように通俗文学を美的概念ではなく、歴史的・相対的概念として捉え直したとき、読み手であれ批判する側の人間であれ、これに関わる人々の価値観や、その形成母体たる社会的・文化的文脈に目を向けることが我々の避けられない

課題となる。先に引いた俗悪文学の定義にある〈芸術的価値〉や〈道徳的いかわしき〉も、当然のことながら予めテキストに備わった特性として絶対化することはできない。

以上を出発点としてヴァイマル共和国（以下「共和国」）の「俗悪・不潔」論争を扱う小論は、従って、この方面の草分けとも云える Schenda や、娯楽産業に対する教養層の蜂起を多面的かつ詳細に論じた Jäger らの帝政期の俗悪撲滅運動に関する研究<sup>4)</sup> に連なる性格をもち、それは「通俗文学の社会史」といってもよい。帝政期から活発だった撲滅運動は、共和国に入っても引き継がれ、1926年の「俗悪・不潔図書から青少年を保護するための法」（以下「俗悪法」）を以て一応実を結ぶことになる。しかしその成立をめぐる議論は国会という枠を越えて広く言論界全体を巻き込む激しい論争—— 当時は「闘争」Kampf という表現が好まれた —— にまで発展していた。ここではまず、前史として帝政期における娯楽文学産業及びこれに対する撲滅運動の展開をまとめた後、共和国における冊子小説の全体的傾向に触れ、法の成立経緯・内容を紹介する。次に論争の種々の見解を支えた社会的・文化的コンテクストを再構成するとともに、とりわけ、対立し合う立場のあいだに存在した暗黙の了解を手がかりとしながら、共和国の「俗悪・不潔」闘争の史的意義について検討する。なお、紙幅の制約上、当時読まれた代表的な冊子小説については、稿を改めて取り上げることにはしたい。

## 1. 「俗悪・不潔」としてのシリーズ冊子と帝政期の撲滅運動

19世紀半ばまで、農民、労働者、使用人など社会の下層にあたる人々にとって、書物との接触は大幅に制限されていた。聖書や祈禱書の宗教書或いは実用書の類、つまり娯楽要素の乏しい少数の本が反復して読まれるのが通例で、虚構テキストといえば民衆層の絵に添えられた素朴な物語ぐらいのものであった。気晴らしのために僅かしかない余暇を読書で過ごすとか、本を買うために書店の敷居を跨ぐことは殆どなかった。

1860年代半ば以降、ドイツの書籍市場は質的にも量的にも大きな転機を迎える。急テンポで進む都市化、紙の生産・印刷技術の向上、教育を受けられるチャンスの拡大による文盲率の低下、企業の投資欲の増大、自由化を認める営業法の施行等、社会全般の近代化によって、都市の下層や青少年を主要な顧客層とする娯楽文学市場が開かれたのである。

それは二つのうねりとなって現れた<sup>5)</sup>。第一の波は、Kolportageroman（「行商小説」）若しくは、Hintertreppenroman と呼ばれるタイプの小説で、15～250 回の分冊形式（各8～12頁、通常10Pf.）で連載され、口達者な行商人たちが、都市部の下層や青少年、使用人のあいだに多くの予約購読者を獲得したものである。素材を見ると初期の行商小説は、かつて勃興期の市民層に広く読まれた騎士・盗賊小説の描写をより残酷にした簡略版や、国内外の歴史上の有名人にまつわるセンセーショナルな話が多かったが、80年以後、次第に素材の重点はウェスタン、インディアンもの、或いは同時代の醜聞や犯罪事件に移ってくる。70年代には400～500シリーズが出てその絶頂期を迎えた行商小説だった

が、85年以後は急速に減少し、今世紀初頭にはほぼ姿を消している。

1885～1890年の間に行商小説の人気を凌ぐ勢いをみせたのが「シリーズ冊子」, *Serienheft* と呼ばれるもので、これはドイツに先駆けて既に英仏に上陸していたアメリカの *dime novels* を輸入したものである。各号読み切り（多くの場合64頁、25Pf）、行商人によってではなく、新聞スタンド、駅のキオスク、煙草屋、文具店など、通常の書店以外の販売網に乗って普及した点は行商小説との相違点であるとともに、今日の冊子小説の直接の起源であることも示している。シリーズ冊子のトレードマークとなった「残虐でどぎつい」表紙絵やタイトルは、行商人ではなく、客の視覚に直接訴えることが求められる店頭販売を念頭に置いたものである。特にアメリカの著作権を獲得してドイツで出版された „Buffalo Bill“ (1905) や „Nick Carter“ (1906) といったシリーズの成功によって、ウェスタンや探偵小説がシリーズ冊子の中心的な素材になり、それは今日まで続いている。

このような娯楽文学産業に当初から激しく反応した帝政期の教養層（牧師、裁判官、教師、図書館司書）による様々な批判を、Jäger は以下の4点にまとめている<sup>6)</sup>。

- 1) 俗悪文学の現実を歪曲した描写は、読者の現実に対する感覚を破壊する。
- 2) 犯罪の美化や残虐な場面描写は読者の道徳観を鈍らせ、最終的に犯罪に至らしめる。
- 3) 特に不潔文学（ポルノグラフィ）は、人間の最も低劣な本能（性衝動）を刺激する。
- 4) 俗悪文学産業は利益追求のためなら手段を選ばない。

こうした「わが国民の髓を蝕む道徳的汚染」に対し、特に帝政末期には、国家政府、地方自治体、教職員、教会組織、国民教育、青少年保護団体、公共図書館、出版書籍業界、風紀団体、児童の父兄からなる広汎なく反俗悪戦線 = *Antischundfront* が形成され、俗悪文学に対する闘争は「国民運動」にまで発展した。

具体的活動としては、取締法定制に向けた立法団体への圧力、独自の俗悪リストの作成、俗悪文学を扱う店のボイコット、抗議集会、展示会・講演による市民、児童、父兄への啓蒙活動、国際レベルでの協力作業などがあった。しかし全体としてみると帝政期の撲滅運動は、その推進者を満足させるだけの成果をあげることはできなかった。発禁、検閲、監視など法的制限措置は徹底性を欠き、悪書を「良書」（教化的、説教的、国粹的なものが多かった）によって一掃しようという試みも、資本不足と生産コスト高がひびき、所詮冊子小説出版社と張り合うことはできなかった。唯一効果的だったのは第一次大戦中に行われた軍部による検閲措置で、物資窮乏も手伝って多くのシリーズ冊子が発禁処分を受けた。しかしその一方で、ショーヴィニズムを煽る戦争ものシリーズに対する措置は極めて甘かったのである。

## 2. ヴァイマル共和国の冊子小説

この時期の冊子小説の実態は断片的な形でしか再構成できない。経験的調査を極めて困難なものに

している理由としては、1) とつくに文学市場から姿を消してしまっているシリーズのなかには短命に終わったものも少なくなかった、2) 俗悪撲滅運動の担い手が残した夥しい数の記事は、冊子小説の無価値性・有害性を未証明のまま前提としていて信憑性に欠ける、さらに3) 当時の冊子小説の出版社が出版書籍業界の組合 Börsenverein への加盟を認められておらず、また筆名で執筆した多くの作家も世間の目を憚りながら活動していた、などの点が挙げられよう。

周知のように20年代は、青少年の余暇をいかに埋め、また形成するかをめぐる新旧のメディアがせめぎ合った時代である。Rummelplatz のような伝統的な娯楽の場は勿論存続していたが、映画(29年にトーキー化)やラジオ、グラモフォンなど新しいメディアの登場で、青少年の余暇は多彩な選択肢で構成されることになった。

新しいメディアがいかに青少年にとって大きな魅力であったにせよ、だからといって読書がそれらによって駆逐されたわけではない。ある全国規模の調査(1933)によれば「毎週またはときどき映画館に足を運ぶ」と答えた青少年はほぼ全体の三分の二を占めたのに対し、別の調査(1930)では、男子の73%、女子の70%が余暇にすることとして読書を挙げた<sup>7)</sup>。読書は依然として青少年の重要な娯楽要素であったことが窺える。職業・資格の差に関わらず青少年の読書そのものに対する関心は高かったが、読み物の質は、公共図書館にとって問題を胎むものが多かった。「好ましい」einwandfrei 書を揃えたベルリン市立図書館を利用した人は、ベルリン全住民の僅か2%にすぎず、そのうち18歳未満の青少年の利用者は僅か0.4%で、下層の青少年の利用率はその中でもさらに低かった。下層の青少年が何を好んで読んだのかを知ろうとする場合、図書館の貸出数を調べても殆ど得るところはない。むしろ、貸出図書館を斜陽に追い込んだ冊子小説の市場を見る必要がある。

二度にわたって作成された「ドイツの学童間に普及している俗悪冊子シリーズ」<sup>8)</sup>は、事実上のブラックリストである。作成には、労働組合、国民(成人)教育、青少年福祉、公共図書館、教会、芸術団体、青少年図書運動、風紀団体ら実に幅広い団体があたった。その数(23年:10, 25年:42)さらにリストにのぼったシリーズの数(23年:123, 25年:202)の急増ぶりから、法案通過に向けた撲滅運動の高揚が伺える。実現こそしなかったが、これらの団体はリストを法に付属させることによって法的効力をもたせようとした。リストには共和国以前に出版されたものも含まれているが、ここからこの時期の冊子小説について幾つかの傾向を拾い出すことはできよう。

まず、市場の殆どが数社に独占されている今日に比べ、45もの出版社が存在していた点が目につく(表1)。しかし実際のところは、ベルリン、ドレスデン、ライプチヒに出版社全体の約78%が集中し、リストアップされたシリーズに至ってはこの三都市で全体の9割弱が生産されていた。大都市ベルリンは当然としても、ザクセン・テューリンゲン地方に出版社が集中していた理由としては、他地域に比べ産業化が早く進行したこの地方では、プロレタリア層、自営業、下級官吏といった社会階層が成立していた点が考えられる。彼らは通俗文学の購買者・読者層となったばかりではなく、この地

方からは E. Marlitt, K. May, H. Courths-Mahler ら、前世紀後半から今世紀初めにかけて広く読まれた大衆作家が出ていることはこのことと無関係ではないように思われる。

ジャンル別に見ると、人気が高かったのは何といても探偵・犯罪ものや冒険ものであった。1930年にベルリンの青少年を対象に行なわれた読書調査では、男子では K. May, J. London, E. M. Remarque, E. Wallace らに次いで探偵ものの冊子小説 „Frank Allan, der Rächer der Enterbten“ が入っている。このシリーズは20～32年まで12年間続き、共和国では最も長続きしたシリーズ(667号)となった(参考資料図1参照)。探偵・犯罪ものは、19年から33年の間に少なくとも75ものシリーズが出た<sup>9)</sup> だけではなく、戦前から既に人気を博していた探偵・犯罪ものの映画(これも同一主人公が登場するシリーズもの)の成功と連動し、映画の小説化、小説の映画化も見られた。だが、犯罪・探偵ものの多くが文字通り世界を股にかけて事件を解決する探偵の冒険物語でもあり、冒険ものにも主人公が犯罪事件に巻き込まれる話が多かったことを考えると、両者の境界はタイトルが語るほど明確なものではなかろう。一方、大戦中には折からのショーヴィニズムの高揚を煽る形でブームに乗った戦争もの(軍部の検閲は戦争ものの冊子に対しては非常に甘かった)は、敗戦後やや後退したものの、依然根強い人気を示している。その一方で、ウェスタン・インディアンものは、ドル箱となった „Buffalo Bill“ のようなシリーズの再版ものが一定の人気を得たことを除くと、明らかに後退している。さらに数こそ少ないものの、行商小説時代に一世を風靡した盗賊ものが、今世紀になって登場した SF と肩を並べている点も興味深い。

表1 【出版社数とシリーズ数】

出版社の所在地	出版社数	シリーズ数
Berlin	13	77
Dresden	11	62
Leipzig	11	38
Breslau	2	12
Hannover	1	1
Heilbronn	1	2
Lübeck	1	4
München	2	2
Neusalz	1	2
Siegmars-Chemnitz	1	1
Stuttgart	1	1

計 45 202

表2 【ジャンル別内訳】

ジャンル	シリーズ数
Detektiv-, Kriminal-, Verbrecherroman	49
Abenteuerroman	34
Mädchenroman	21
Kriegsroman	22
Jugendstreicherroman	15
Wildwest-, Indianerroman	10
Erotische Roman, Sittenroman	8
Schauerroman	5
Räubergeschichte	4
Science Fiction	4
Sonstige	30

計 202

### 3. ヴァイマル共和国の「俗悪・不潔」闘争

#### 3. 1. 俗悪法 — 成立過程および内容

ヴァイマル憲法が社民、民主、中央の三党による妥協の産物だったことは、言論の自由をめぐる規定によく表れている。検閲の廃止を謳った第 118条 — 更に第 142条は芸術及び学問の自由を保証していた — には、「映画に関しては別の規定が適用されることがある。また俗悪・不潔文学撲滅ならびに青少年保護のための法的措置も認められる」<sup>10)</sup> という制限が設けられ、これが俗悪法の直接の拠所となった。既に1920年、憲法制定にあたった国民会議は、この付帯条項に基づいて映画検閲法を成立させていたが、それを機に俗悪・不潔文学についても早急に法案を提出するよう満場一致で政府に迫っている。この映画法は、政治的理由から後にアイゼンシュタインの『戦艦ポチョムキン』の上映禁止に適用されて多数の抗議が起こったように、道徳保護法の悪用を警告する例として俗悪不潔論争のなかでもしばしば引き合いに出された。因みに「道徳的・宗教的不快を催す」出版物を取り締る法としては、帝政期以来、刑法第184条a (= lex Heinze)<sup>11)</sup> と営業法第56条<sup>12)</sup> があったが、実際には、前者は猥褻図書、後者は行商販売にそれぞれ取締対象が限定されていたため、中央党/バイエルン人民党、ドイツ国家人民党等の新旧キリスト教のモラルをかざす右翼政党にとって、キオスク等で販売されるシリーズ冊子を取り締るにはこれらの規制だけでは不十分であった。1920年には、戦中の発禁リストに指定された97のうち70が、全体で少なくとも 175のシリーズが市場に出回り<sup>13)</sup>、「俗悪の洪水」という言葉も聞かれるなど、戦後になって冊子小説は確かに急増していたのである。さて、これらの保守政党は21年以来法案の提出を再三政府に要求していたが、具体的成果をあげ始めるのは24年の選挙で彼らがブルジョアブロック政府を形成してからのことである。審議のために設置された教育委員会でも過半数を占めた彼らは、25年4月の総会で報告書を提出、これを受けて政府も同年8月、漸く法案を提出するに至った。この法案は直ちに議会の左派勢力の激しい反発を招き、それは言論界における法に対する抗議運動に発展して論争は最も活発な局面を迎えたが、26年秋の読会で手直しを受けた後、社民、共産両党の反対を押し切ってあたふたと衆議院を通過することになる。

難産の末漸く成立に漕ぎつけたこの法は、有害図書のリストを作成し、その普及を禁じようとした点で、カトリックの禁書指定 (Index) の精神に根差している。具体的にみると、俗悪・不潔に指定された印刷物は、1) 行商や露店での販売・広告活動、2) 常設の一般書店や公共の場での陳列・販売、3) 18歳未満の青少年への販売・贈与をそれぞれ禁じられた (第1条第1項1~3)<sup>14)</sup>。つまり法は、検閲廃止への配慮から、「俗悪」印刷物の生産そのものを禁じたのではなく、それらが青少年の目に触れぬよう販路の一部を遮断したのである。驚くべきはむしろ、「俗悪・不潔」の定義が条文に一切盛り込まれなかったことだろう。この問題は議会でも最大の争点となり、「俗悪・不潔」の基準として、1) 営利主義 (大量販売)、2) 芸術的・学問的価値の欠如、3) 道徳上の作用 (有害

性)、4)間違った世界像を植え付ける、5)本能や衝動に対する過剰な刺激、など様々な——帝政期以来お馴染みの——観点が候補に挙げられたが、どれも過半数を得るには至らず、結局「俗悪・不潔」の概念統一は、審査局 Prüfstelle での決定に委ねられることになった。その審査局は、1920年の映画法に倣って国の北(ベルリン)と南(ミュンヘン)に設置された。文書の俗悪リストへの記載を申請権をもったのは、各州の中央当局および青少年局であった。各審査局は局長以下、①芸術・文学、②書籍業・美術商、③青少年福祉・青少年組織、④教員・国民教育組織の4つの分野から2名ずつ選出された8名の陪審員からなる計9名で構成され、三分の二(6名)を以て過半数とされた。審査局の判決に不服な場合には、ライプツィヒの高等審査局への控訴が認められた他、違反に対しては文書押収、罰金、禁固刑の罰則が定められた。

なお定義の問題は、法の施行後、高等審査局がグリム辞典を拠り所にして一応の決着をつけた。

schund : >abfall beim schinden, unflat, wertloses zeug<

schmutz: >fette oder klebrige masse; kot, dreck< sowie einer >klebrige, schierige unreinigkeit<<sup>15)</sup>

この表記から審査局が引き出した「俗悪・不潔」に共通するメルクマールとは、第一に「あらゆる価値の欠如」であり、第二に「青少年への有害性」であった。これだけをみても、俗悪法は現行法の根本的に異なるものであるということができよう<sup>16)</sup>。

### 3. 2. 法支持派の青少年政策

26年当時内務大臣だった Külz (民主党)に依れば、政府がこの法で目指したのは俗悪不潔の撲滅と青少年の保護であった。彼に言わせれば「問題は、何百万というドイツの青少年を汚染している、文化に反逆し良心の欠片ももたぬ営利企業の撲滅に他ならず」<sup>17)</sup>、「大人は良い文学と俗悪を区別することができるのに対し、青少年には保護と指導が必要である。というのも、好んで読まれる俗悪冊子シリーズに描写されている<似非芸術>は青少年の想像力やものの見方に多大な影響を及ぼし、良い文学が実際に現れたときにはもはや彼らには何の感化も与えないためである」<sup>18)</sup>。

こうした社会教育的意図は、俗悪法制定に殊のほか力を注いだ中央党やその姉妹党であるバイエルン人民党)、更にドイツ国家人民党も共有していた。彼らにとって俗悪法は、戦後の青少年の荒廃、野蛮化、道徳的墮落を予防し、歯止めをかけるためのひとつの手段として理解されていたのである。例えば神学博士でもあった G. シュライバー(中央党)は、戦後の俗悪冊子の氾濫について、風紀の弛みをもたらす悪徳商売であり、青少年や家庭ばかりか、国家さえもその土台から崩壊させかねない「物質主義の巨大な波濤」と怒りを剥出しにした<sup>19)</sup>。同党は20年に成立していた映画法に対しても、「著名な医師に依れば、性病や犯罪の増加には映画が間接的に加担している」<sup>20)</sup>と取締りの強化を要求していたし、ドイツ国家人民党も、俗悪文学の普及と青少年犯罪の激増のあいだの直接関係を主

張っていた。確かに伝統的な社会道徳的結びつきや権威、行動規範の崩壊は、犯罪件数の激増に顕著に表れていた。特に戦後の青少年犯罪は成人のそれより増加率が大きく、20年から24年にかけては戦前の倍近くに達していた。一方、牧師でもあった R. ムム（ドイツ国家人民党）は、「良心の欠片もない拝金主義」に対する文明批判に、露骨な民族憎悪や人種主義を交え、ベルリンの大衆文化の繁栄は「ドイツ的・キリスト教的感情には馴染むことのできない異民族のもの」<sup>21)</sup> とまで言い切っている。俗悪文学によって危うくさせられたものとして彼らが好んで用いた形容詞（groß, tief, bedeutend, stark, ernst, echt, christlich, deutsch）は、とりもなおさずドイツの教養市民層にとっての美德でもあったに違いない。

「俗悪・不潔」闘争におけるブルジョア政党の以上のような態度を観察すると、彼らが青少年政策についてどのようなコンセプトをもっていたかが見えてくる。すなわち、生活様式全般の急速な近代化、特に戦後ドイツの政治的・経済的・社会的危機から生じた荒廃化傾向に対し、これを予防・治癒し、他の手段が不可能なら「ドイツの国民有機体の疾病現象」を根絶してしまうことによってこの荒廃化傾向を回避することが青少年保護育成の課題であると彼らは見做していたのである。その意味で彼らは、青少年の自立 Emanzipation ではなく、むしろ「近代化 Modernisierung によって抛り所を失った」青少年の「手懐け」もしくは「飼い慣らし」 Domestizierung を目指したのだといえる。

ただ、教会関係層や保守層が産業化以前の牧歌への回帰という素朴な戦略をもっていたと考えるのは間違っている。青少年の「手懐け」は徹底的に近代的な方法で行われなければならない、というのは彼らの見解だったからである。具体的には 1) 福祉国家の名に相応しい形への青少年保護育成制度の整備、2) 逸脱行為に対する治安警察の介入、3) 愛国心や、軍人としていつでも犠牲になる覚悟をもった「健全な」精神を大量普及するための近代的メディアの積極的な活用、そして特に 4) 管理の徹底した団体組織への青少年の組織化、この 4つの方法がそれである。したがってこの時期の保守・教会層が抱いた文化ペシミズムは、19世紀のそれとは明らかに質を異にしていた。20年代の文化ペシミズムが求めたのは、もはや近代からの完全な離反ではなく、秩序と規律をもった近代社会の組織化だったのである。

俗悪法支持者は三つの陣営に大別できる。まず、帝政期の社会的規律や政治的弾圧を懐古する人々は、革命や憲法基本権の保証によって生じた管理機構の間隙を埋めることを望んだ。また保守的な文化政策を信奉していた右派ブルジョア政党の代表者は、近代化に付随する規制道徳からの解放を制限し、大衆を社会的にも政治的にも拘束できるような方向への転換を求めた。さらに教育家や社会改革者の多くにとっては、教育的愛情、福祉国家としての義務、青少年の文化的向上の三つの柱からなるネットワークをより緊密化することが課題であった。これら三つの陣営は、動機や目標こそ異なるものの、—— 歴史学者ポイカートの表現を借りて言えば —— 「社会的規制と規律」 soziale Kontrolle und Disziplin<sup>22)</sup> という共通のモットーを掲げていたことになる。

### 3. 3. 左派勢力と俗悪・不潔

次に、俗悪法成立に反対した左派勢力の主張に移る。

社民党や共産党にとって俗悪法は第一に、精神や言論の自由を脅かす事実上の政治検閲法として理解された。例えばある社民党議員は、この法について「ドイツの文化遺産に対する秘密裁判」であり、「青少年のみにとどまらず、総ての人間と文学全般に適用されるだろう」と語ったし、共産党も同じ理由から「第一級の文化撲滅法」である同法は「すべての革命的文書に対する総攻撃であり、完全に革命的とまでいかず、多少なりともリベラルな文書であれば辺り構わず適用対象にしてしまうだろう」<sup>23)</sup>と警告した。このように両党は、程度の差はあっても、この問題に関する警察や司法の干渉に反対していた。ただ、政治的事情が違ったものであったなら別の形での法案を場合によっては支持したかもしれないという立場を前者が示していたのに対し、後者はブルジョア国家に対していかなる介入権も認めなかった。そうした介入は俗悪冊子の出版社に対しては所詮無力で、革命勢力に対する特例法に使われるのがおちだ、というのが彼らの見方だったのである。既に述べたように俗悪法は、政治検閲法として機能していた映画法と、理念と運用手続きの点で多くの共通点をもっていた。このことが左派の法に対する不信感を募らせ、彼らは法の不備、すなわち①俗悪・不潔の定義の欠如、②決定が審査局の鑑定委員に大きく依存する点、③特定の政治色や世界観をもつ文学に対する例外規則（「印刷物は、その政治的・社会的・宗教的・倫理的若しくは世界観の傾向それ自体のためにリストに記載されることはあり得ない」（第1条第5項）」）の曖昧さなどにも不安を抱かずにはいらなかったのである。

確かに両党は戦後の精神的・文化的危機を感じてはいたが、その原因は特に戦後の破局的な物的条件にあると考えていた。彼ら——作家では H. Mann や Brecht がこの立場を代表していた——によれば青少年の道徳が危険に曝されているのは、俗悪文学のためではなく、むしろ高い失業率、低賃金、住環境の劣悪さによるもの（参考資料：図3参照）であって、たんなる対処療法で荒廃の兆候を除去しても根本的な問題解決にはならない、むしろ若年労働者層に広がる、道徳的荒廃の源となるこれらの社会問題の解決こそ急務なのであった。

表現の自由が死活問題である作家たちにとっても俗悪法は重要な問題であり、多数の作家が公共の場で法案に対する反対の意思表示を行った。共和国の司法は全般に信用が薄かったが、作家たちの不信感が殊更強かったことは周知の通りである。「俗悪法」Schundgesetzという呼び名も、元々この法に対して彼らが軽蔑を込めてつけたものである。

25年の法案提出から翌26年の国会での可決までの1年余りの間に、「左翼出版社協会」が主催する大規模な抗議集会<司法の恣意に反対！知的で自由な創造のために！>が二度ベルリンで開かれた。参加者の大半は左派に属する作家であったが、例えば Th. Mann や G. Hauptmann といった共和国の顔ともいえるべき「大作家」も加わっていたことは注目してよい。多くの作家の主張は、集会のモット

一が端的に示す通りで、例えば Th. Mann も次のように述べている。青少年保護という謹い文句は「精神とその自由に対し、効果的に権力手段を確保するための見え透いた口実でしかない」<sup>24)</sup>。

確かにこの集会では左派という枠に納まらない幅広い作家の連帯がみられたが、だからといって作家全体の足並みが完全に揃っていたわけでは決してなかった。当時最大の超党派作家組織だった「ドイツ作家保護同盟」(Schutzverband Deutscher Schriftsteller = S D S, 会員数約3000)は、労働組合的な組織として「会員の経済的、法的、精神的、職業的利害の保護ならびに推進」を目標に掲げていたが、会員の過半数がこの法に反対したのに対し、S D S議長で民主党の国会議員でもあった Th. Heuss は、国会でこの法を最も積極的に擁護した一人であった。会員作家の批判が絶えなかったため結局彼は議長を降りたが、S D Sの方もこの事件をきっかけに分裂することになる。

### 3. 4. 「非公式の民衆芸術」に対する了解

左派の政治家・文化人の公けの場における抗議を支えたのは、検閲の不正な導入への危惧であった。この主張は世論の関心の圧倒的中心を占めるようになり、偽善的な文化政策か、さもなくば自由かという二者択一へと議論が極端に先鋭化したため、敵対する立場が共通して抱えていた前提は存外見過ごされ易かった。すなわち、法の支持派も反対派も、以下の三つの原則的理解をもっていた。

- 1) 「俗悪」と呼ぶに値する文学が実際に存在することは否定できない。
- 2) 「俗悪」は青少年の荒廃化を助長している。
- 3) ゆえに「俗悪」は撲滅されねばならない。

この了解は一体何を意味するのか、という問いを考える際、ひとつの示唆を与えてくれるのが W. Herzfelde の『社会・芸術家・共産主義』(1920)である<sup>25)</sup>。プロレタリア革命をめざす共産主義的芸術家の課題を定めたこの綱領的論文のなかで特に興味深いのは、メディアとしての当時の通俗・俗悪文学について論じている部分である。要旨をかいつまんで紹介しよう。革命的芸術家はブルジョアの芸術観ときっぱり訣別し、組織に結集して、労働者の搾取によって私腹を肥やすブルジョアジーおよびその体制の醜悪な仮面を剥ぎ取り、プロレタリアートをはじめとする読者に体制変革の意識を喚起させ、彼らとの連帯を図らねばならない。こうした見解に立つ彼が断罪の一番手に挙げたのが通俗文学、とりわけ俗悪・不潔文学であった。広範な民衆をターゲットとする純粋工場製品である俗悪文学は、伯爵、億万長者、冒険家、娼婦、犯罪者の生活を描くことによって読者の目を現実から逸らす。俗悪文学は人生に華やかさや多様性を求める労働者の欲求に寄生している。こうして俗悪文学はプロレタリアートにとって<敵対的>という烙印を押される。

しかしその一方で彼は、生産者と読者の間のパイプの太さという点ではまさに「非公式の民衆芸術」(inoffizielle Volkskunst)と呼ぶに相応しい俗悪・不潔文学には範とすべき点もある、と当時の著名な芸術家に非難の矛先を移して言う。「俗悪作家や時勢に便乗する物書きは、売れることしか眼

中にながゆえに、驚嘆に値するほどの心理学的順応力、感情移入の才、さらに私生活や世の中の問題に対する主観の排除という、誠に評価すべき能力をもっている」<sup>26)</sup>。この言葉で彼は、俗悪文学を低俗と蔑む少数の文化の担い手の芸術観に潜む「永遠性への要求」も、実は資本主義的上層部によって作られたものであるがゆえに現実離れしている、と俗悪作家同様に峻烈な批判を行っている。つまり、現実の変革を本気で考えるなら、生産者と読者のパイプをもっと強化せよ、と。

ベルリン・ダダ出身の彼の見解は、周知のように、ブルジョア社会の古典的遺産を重んじた20年代前半の共産党の文化政策の基本綱領から拒絶に会う。しかし、ナチスの大躍進を尻目にリベラル政党や社民党が軒並み大幅に後退し、左右二極化が顕著になる1930年の国会総選挙前には、労働者は無論のこと、「大衆」の獲得が党の大きな関心になってくる。政治的課題はそのまま文化的課題として認識され、政治闘争の直接の武器として文学をできるだけ効果的に用いるための新たな試みが求められた。その答えが「赤いマルク小説」(Rote Eine-Mark-Roman)や、とりわけ俗悪冊子に対抗するため、その体裁を真似て導入された「赤いシリーズ」(Rote Reihe) (1冊20Pf.)であった。「プロレタリア革命文学は、従来の取り組みのなかで、主としてブルジョア文学の偉大な業績に敬意を払ってきた。これは最近になって撤回された過りである。是非とも必要なのは、階級の敵の文学を一つ残らず撃退することである。一流の文学からクルツ＝マーラー、さらには害毒を播き散らす、作者名すらわからない何百万という俗悪文学を」<sup>27)</sup>。ブルジョアの文化遺産と、通俗・「俗悪」文学のあいだに投げられた冊子小説という Alternativ によって党が遅滞しながらヘルツフェルデのメディア論を間接的に認めたことになったのは皮肉な話である。

また19世紀末以来<労働者文学>の伝統をもち、プロレタリアの闘争詩やアジテーションのための寸劇など、労働者の生活現場から生まれた実効的文学の育成に努めていた社民党は、世紀転換期以後、改良主義へ路線変更を行い、共和期においても、本来文化と芸術は階級の彼岸にあるとする基本的認識に立ってブルジョア文化の遺産相続に力を入れていた。1924年に設立された<グーテンベルク書籍ギルド>などはその一例で、「すぐれた精神を満載した美しい装丁の本」(書籍ギルドのモットー)を手頃な価格で会員に提供しようとした。彼らにとって教育(Bildung)とは、酒場、映画館、ダンスといった気散じ＝文明化による害毒から自衛するとともに、自己を気高い人格へと向上させることの謂いであった。党は法案にこそ反対したが、俗悪文学に対しては根絶されねばならないと考えていたのである。実際、1922年、社民党の内務大臣 Köster は、その数か月前ベルリンで「数百の青少年が何千冊もの不潔文学を自らの手によって焼却した」<sup>28)</sup> (参考資料：図2)と賛じていた。

要するに上に挙げた三つの了解は、ドイツ古典主義の「教養」という規範的文化概念が——少なくとも「闘争」の激しかった20年代半ばには——左派政党の公式の労働運動にも十分内面化されていたことの証左に他ならない。

#### 4. 「俗悪・不潔」闘争の史的意義

最後に「俗悪・不潔」闘争の歴史的意義について幾つかの観点から簡潔にまとめておきたい。

まず政治的にみると、法が共和国のほぼ折り返し点にあたる26年に成立したことは象徴的である。つまり、法案に対する民主党の分裂（反対15，賛成12）は共和国の民主的基盤の脆さをそのまま写し出しているとともに、後の左右両極化を先取りしている。

法律としての「俗悪法」は、施行後も俗悪冊子がキオスクを中心に相変わらず国内に出回っていた事実を踏まえる<sup>29)</sup>と、その成立に物議を醸した割には、効果は低く存在感も薄かった。法の支持者は面倒な審査手続きに苛立ち、より厳格な運用を求め、反対派は無意味で余計なものとしてこの法を捉えた。ただそれは、裏返していえば、法が、左派が恐れていた政治検閲法にはならなかったということでもある。その意味でこの法を1933年の Bücherverbrennung に結びつけるのは早計すぎる。

また教育という面からは、「闘争」が余りにも当事者たる青少年の日常体験を不在にして行われた点を見落としてはならない。ドイツ古典主義に決定的な影響を受けた教育者の文学観を構成する「向上」「節度」「規律」「昇華」「深み」といった概念が、教養市民層の青少年と同様、労働者青少年にも押しつけられてしまった。日常生活の束縛が強く、人生の早い段階から世間に揉まれることを余儀なくされた彼らの芸術に対する態度は、現実に密着し、感覚的、単純、即物的であった。それは彼らの生活スタイルから形成されたものであって、読んだ俗悪冊子にすぐ感化されて犯罪に走ったということを経験しなくても意味するものではない。

そして文学史の観点からみると、俗悪冊子小説は、撲滅対象でしかなかった帝政期までとは異なり、根絶し難いほどの影響力の大きさが認識され、その結果俗悪文学の特殊な出版戦略を逆手にとって、自らの属する世界観のプロパガンダのために利用しようとする動きが出てきたことは特に注目に値する。新興メディアが文学の世界に登場するとき、それは文化的ペシミズムによる手厳しい批判の洗礼を受け、負の価値を背負わされてスタートするのが常だが、その符号は状況次第でいつでも正に転じ得る。当然のことだが、メディア自身に何ら価値は付着していないからである。

そもそも〈誰にとって〉を明確にしないで「あらゆる点で無価値」ということがはたしてあり得るのだろうか。ナチスは政権掌握後の1935年、すでに形骸化していた俗悪法の廃止に踏み切ったとき、「俗悪・不潔の概念は、民族性という基本価値から導き出される」<sup>30)</sup>と明言し、芸術的には稚拙であっても自らの世界観・人種観に適合する冊子小説（前線における勇敢なドイツ兵の物語など）の普及を積極的に支援した。共産党の場合とて大差はない。「赤いシリーズ」の多くは発禁処分を受けたが、ここで播かれた種はファシズム政権による中断を挟んで、戦後はDDRの社会主義的冊子文学のなかで再スタートすることになる。尺度となるのは自らが属する集団の価値観でしかあり得ない。複数のイデオロギーが激突し合った共和国では、「敵対する世界観をもつ文学は価値の低い文学とみなされるのが常である」<sup>31)</sup>という言葉も、そう考えれば決して誇張ではない。

＜参考資料＞



図1  
共和国期で最も愛読された探偵シリーズのひとつ  
„Frank Allan, der Rächer der Enterbten“ (Bd.437) の表紙  
(左)と、俗悪リストへの記載印を押された見開きの部分(右)



図2  
ベルリン市議シュナイター氏の演説の後、児童から回収された  
俗悪冊子の山に、後方に見える児童たち自らの手で火が放たれる。  
ベルリン・テンベルホーフ、1922年

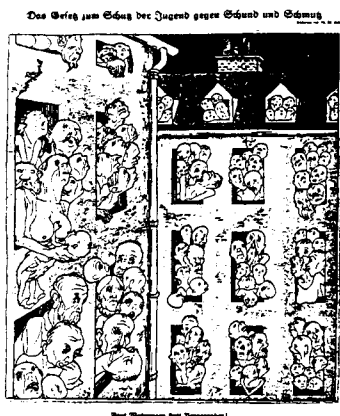


図3  
Theodor-Heine, Thomas:  
„Das Gesetz zum Schutz der  
Jugend gegen Schund und Schmutz  
— Baut Wohnungen statt Paragraphen!“  
Aus: Simplicissimus (1926/27) 18

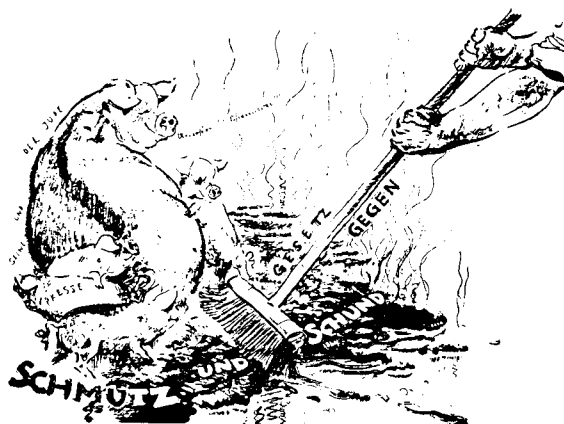


図4  
“Schweine Neudeutschlands, wehret  
Eure heiligsten Naturrechte“  
Aus: Mjöltnir, Hammerschläge.  
Zeitpolitik in Bildern, Berlin 1927  
(Kampf-Verlag) 手書きの部分には以下の文字が読める。  
Unerhört!! Schweinerei!!  
DER JUDE UND SEINE PRESSE

## 注

- \* 本稿執筆に必要な資料の大半は、1992年度のD A A D奨学金制度に基づくハンブルク大学留学中に収集したものです。D A A Dならびに Deutsche Bücherei (Leipzig), Brandenburgisches Landeshauptarchiv, Bundesarchiv (Potsdam) の方々に対し、この場をお借りして感謝します。
- 1 NUTZ, Walter: Thema Heftromane. In: FAULSTICH W. (Hg.): Medien u. Kultur: Beiträge zu einem interdisziplinären Symposium der Universität Lüneburg, Göttingen 1991 (LiLi Beiheft 16), S.109-115, hier S.109. 「青少年有害図書取締法」(現行法)への抵触を回避する重要な戦略として、冊子小説の出版社は協定を設けて、特に暴力や性の描写にかんして一連の自主規制を行なっている。詳しくは PFORTE, Dietger: Bedingungen u. Formen der materiellen u. immateriellen Produktion von Heftromanen. In: Rucktäschel, H.D./Zimmermann, A. (Hg.): Trivialliteratur. München 1976, S.30-60.
  - 2 BEST, Otto F. (Hg.): Handbuch literarischer Fachbegriffe. Definitionen u. Beispiele. Frankfurt/M. 1994, S.489.
  - 3 KREUZER, Helmut: Trivialliteratur als Forschungsproblem. Zur Kritik des deutschen Trivialromans seit der Aufklärung. In: DVjS, 41 (1967), S.173-191. hier S.184ff.,  
SCHÖNERT, Jörg: Literarische Wertung u. Trivialliteraturforschung. In: Sprachkunst 9 (1978), S.340-356. hier S.349.  
SCHULTE-SASSE, Jochen: Trivialliteratur. In: Reallexikon der deutschen Literaturgeschichte, 4. Bd., Berlin 1984, S.562-583.
  - 4 SCHENDA, Rudolf: Schundliteratur und Kriegsliteratur. Ein kritischer Forschungsbericht zur Sozialgeschichte der Jugendlesestoffe im Wilhelminischen Zeitalter. In: ders.: Die Lesestoffe der Kleinen Leute. Studien zur populären Literatur im 19. und 20. Jh., München, 1976. S.78-104.  
JÄGER, Georg: Der Kampf gegen Schmutz u. Schund. Die Reaktion der Gebildeten auf die Unterhaltungsindustrie. In: Archiv für Geschichte des Buchwesens. Bd.31 (1988), S.163 bis 191.
  - 5 「行商小説」, 「シリーズ冊子」の成立経緯については以下の文献を参照。  
FULLERTON, Ronald A.: Creating a mass book market in Germany: The story of the "Colporteur Novel" 1870-1890. In: Journal of Social History 10 (1977), S.265-283.  
ders.: Toward a commercial popular culture in Germany: The development of pamphlet fiction 1871-1914. In: Journal of Social History 12 (1979), S.489-511.

- 6 JÄGER: a. a. O., S.173ff.
- 7 PEUKERT, Detlev: Jugend zwischen Krieg und Krise: Lebenswelten von Arbeiterjungen in der Weimarer Republik., Köln 1987, S.209.
- 8 Liste der Schundheftreihen, die in Deutschland unter den Schulkindern verbreitet sind. In: HELLWIG, Albert: Jugendschutz gegen Schundliteratur. Berlin 1927, S.381-394. 次頁の表はこの調査結果から筆者が作成した。
- 9 GALLE, Heinz J.: Groschenhefte. Die Geschichte der deutschen Trivialliteratur. Frankfurt/M.;Berlin, 1988, hier S.100.
- 10 PEUKERT, Detlev J.K.: Der Schund- und Schmutzkampf. In: ders: Grenzen der Sozialdisziplinierung. Aufstieg und Krise der deutschen Jugendfürsorge 1878 bis 1932. Köln 1986, S.175-191. hier S.177.
- 11 PETERSEN, Klaus.: Literatur u. Justiz in der Weimarer Republik. Stuttgart 1988, vgl. S.88. >Wer Schriften, Abbildungen oder Darstellungen, welche, ohne unzüchtig zu sein, das Schamgefühl gröblich verletzen, einer Person unter 16 Jahren gegen Entgelt überläßt oder anbietet<, ist unter Strafe gestellt.
- 12 ebd.: >Druckschriften, andere Schriften und Bildwerke, insofern sie in sittlicher oder religiöser Beziehung Ärgernis zu geben geeignet sind,< waren >von Bestellungen im Umherziehen ausgeschlossen< (§ 56, ABS II, Ziffer 12)
- 13 Börsenblatt für den Deutschen Buchhandel, 87 (1920) Nr.238, S.1262f.
- 14 Reichsgesetzblatt. Nr.67, S.505f. (24.12.1926)
- 15 GRIMM, J.u.W.: Deutsches Wörterbuch. Bd.15, Leipzig, 1854-1960, S.1999, S.1136.
- 16 現行法「青少年有害出版物の普及にかんする法」(1953年発効, 1961年改正)は、意図的に「俗悪・不潔」の表現を避け、青少年に有害な出版物として「とりわけ道徳に反し、荒廃の引き金となり、犯罪或いは他の人種に対する憎悪をかきたてたり、戦争を美化するもの」と、一定の輪郭を Beispielkatalog で明記し、価値の欠如という俗悪法の第一のメルクマールは放棄されている。両法を同列に扱わず、耳慣れない「俗悪・不潔」という訳語を採用した理由がここにある。
- 17 PETERSEN, S.89,
- 18 ebd., S.90,
- 19 ebd., S.90.
- 20 ebd., S.90.
- 21 ebd., S.90.
- 22 PEUKERT Detlev J.K.: Der Schund- und Schmutzkampf als >Sozialpolitik der Seele< —Eine

- Vorgeschichte der Bücherverbrennung? In: HAARMANN H. u.a. (Hg.): »Das war ein Vorspiel nur ...«. Bücherverbrennung Deutschland 1933, Berlin, 1983, S.51-64, hier: S.55.
- 23 PEUKERT (1983), S.55
- 24 Weg mit dem Schund- und Schmutzgesetz! Protest-Kundgebung gegen den Gesetzentwurf zur Bewahrung der Jugend vor Schmutz- und Schundschriften am 10.09.1926. Berlin 1926, hier S.62.
- 25 HERZFELDE, Wieland: Gesellschaft, Künstler und Kommunismus. In: Der Gegner. Blätter zur Kritik der Zeit. (Fotomechanischer Nachdruck), Berlin 1979. Zuerst: 2 (1920/21), H.5 (S.131-138), H.6 (S.194-197), H.8·9 (S.302-309), H.10·11 (S.362-370).
- 26 ebd., S.131f.
- 27 BIHA, Otto: Der proletarische Massenroman. Eine neue Eine-Mark-Serie des »Internationalen Arbeiterverlages«. In: Die Rote Fahne (02.08.1930) Nr.178.
- 28 PEUKERT (1983): S.57.
- 29 POL, Heinz: Vier Jahre Schund und Schmutz. In: Die Weltbühne 26 (1930) S.952-956, hier S.955.
- 30 SCHULZ, Dirk: Die Auseinandersetzungen um das erste Jugendmedienschutzgesetz in Deutschland 1926. In: Publizistik 35 (1990) S.465-480, hier S.477
- 31 WEBLER, Heinrich: Was ist Schund und Schmutz? In: Zentralblatt für Jugendrecht und Jugendwohlfahrt. 23 (1932), S/8-13, hier S.12.

(大学院博士課程)